

労務管理のアドバイス 受けてみませんか？

無料で!



自動車運転の業務について、これまで適用猶予されていた時間外労働の上限規制が、令和6年4月1日から適用されます。それに伴い、改善基準告示も令和4年12月に改正、令和6年4月に適用が開始され、今後ますます労務管理が重要となっていきます。

奈良労働局では、労務管理についてのお悩みを解消するため、社会保険労務士である労働時間管理適正化指導員を無料で派遣いたします。

下記に必要事項をご記入の上、メール等にてお申し込みください。折り返し担当よりご連絡いたします。

下記に一つでもお心当たりのある事業主の皆様、ぜひお申し込みください!!

- 労働時間の上限規制について詳しく知りたい
- 改善基準告示の改正内容をいち早く知りたい
- 一部の従業員が年次有給休暇を年に5日以上取れてない
- その他、労務管理でお悩みの方



個別訪問 利用申込書

事業場名	(支店、営業所等の名称まで記入して下さい)		
代表者職氏名		記入担当者	
所在地・電話	電話() - / FAX() -		
訪問希望日	第1希望	月	日 (午前希望/午後希望/どちらでも調整可能)
	第2希望	月	日 (午前希望/午後希望/どちらでも調整可能)
お悩み事など			

※相談時間帯は、月曜日から金曜日の10時～15時頃の間で1時間程度とさせていただきます。

※「労働時間管理適正化指導員」とは、主に長時間労働対策に関する助言・指導等を行う非常勤の国家公務員です。事業場の労務管理に関するご相談に応じます。

申込先：奈良労働局 労働基準部 監督課 E-mail：kantokuka-narakyoku@mhlw.go.jp
TEL：0742-32-0204

特に気を
付けて！

労務管理のポイント



割増賃金率のアップ↗

時間外に労働させた場合には25%以上の率で計算した割増賃金を支払わねばなりません。更に、令和5年4月1日以降は、時間外労働が月60時間を超える場合、その超えた時間については50%以上の率で計算した割増賃金の支払いが必要となります。



時間外労働の上限規制

自動車運転の業務について、令和6年4月1日から時間外労働の上限が年960時間（休日労働含まず）となります。また、時間外・休日労働を行わせる場合は、労働者・使用者間で協定を締結し労働基準監督署へ届け出る必要があります。



同一労働同一賃金

通常の労働者とパート・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されました。これは全ての待遇差が禁止されるということではなく、待遇に違いがある場合、その差は働き方や役割の違いに応じたものであると説明できるか？できない場合は改善が必要、というものです。



年次有給休暇の管理

法定の年次有給休暇の付与日数が10日以上である労働者に対し、そのうち5日については基準日から1年以内に取得させることが義務付けられました。また、労働者ごとに年次有給休暇の管理簿を作成し、保存する必要があるります。